

報告第13号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和4年12月21日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 事業名 中伏古地域集会施設再整備事業
- 2 事業の場所 中伏古6線17番地12
- 3 契約金額 変更前 58,300,000円
変更後 60,456,000円
- 4 契約の相手方 芽室町東6条1丁目4番地3
道東ブロック 株式会社
代表取締役 明瀬 健太郎
- 5 契約期間 自 令和4年 9月22日
至 令和5年 3月24日
- 6 事業の概要 中伏古地区の地域集会施設を再整備（新築）するもの。本事業では、その再整備にかかる実施設計アドバイザー業務及び建設工事を実施する。なお、既存施設の解体業務を含む。
- 7 変更内容 アスベスト含有建材の撤去工事費・処分費の追加
令和4年12月12日 専決処分

説 明

中伏古地域集会施設再整備事業について、事業請負契約書第25条の規定により、請負契約額について変更契約を締結したものであります。